

高等学校における「通級による指導」



Q どのような背景から高等学校における「通級による指導」が制度化されましたか？

A 小学校及び中学校においては、「通級による指導」が平成5年度から制度化され、本県においても、利用している児童生徒が増加しています。
また、義務教育終了後のほぼ全ての生徒が進学する高等学校は、社会で生きていくために必要となる力を身に付け、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関の一つであり、果たすべき役割と責任は極めて大きいといえます。

Q どのような生徒が対象になりますか？

A 学習上又は生活上の困難を有しているもののうち、本人と保護者が希望する者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当とされる生徒となります。
必ずしも診断を要するものではありません。

Q 小学校や中学校での「通級による指導」との違いがありますか？

A 1単位当たり35時間を標準とした指導計画を作成して指導を行い、十分にその目標が達成できたと各校長が判断した場合に単位の認定を行うこととなります。
学年をまたいで実施したり、長期休業期間等に一部追加で指導を実施することも可能です。

Q 「通級による指導」は誰が担当するのですか？（必要な免許はありますか？）

A 担当者は教育課程内で指導する場合は高等学校教諭免許状を有する者であることが条件となっています。
複数（担当者以外の教職員を含む）の指導者で実施することも可能です。

Q どのような効果が期待できますか？

- 生徒の自立や社会参加を図るために必要な能力の育成につながる。
- 学習意欲や自己有用感の向上につながる。
- 校内で安心できる環境ができ、学校生活が安定する。
- 学校全体で特別支援教育に取り組む体制が整備される。
- 生徒が抱える困難の解決に向けた方策等を共通理解できる。

Q どのように単位を認定するのですか？

A 各学校において、対象となる生徒の個別の指導計画等に「通級による指導」の目標を定め、十分にその目標が達成できたと校長が判断した場合に単位の認定を行うこととなります。

本リーフレットについて

本リーフレットは、高等学校における「通級による指導」の制度化についての周知や導入段階、実践の参考とするために作成し、配布しています。
宮崎県では、「エリアサポート体制」として構築している県内7エリアに学科や課程等（普通科、職業学科、定時制・通信制等）を考慮し、それぞれ1校以上、合計7校以上での実施を目指しています。



高等学校における「通級による指導」

平成30年度から制度化されます

「通級による指導」とは
通常の学級に在籍する生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部、個々の特性や教育的ニーズに応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態のことです。
これまで、授業の範囲内での配慮や学校設定教科・科目の工夫等で実践されてきたものが、初めて教育制度として導入されます。
高等学校においても特定の教員のみによる対応ではなく、教職員一人一人が、生徒と共に個々の支援体制を形成することになります。

「通級による指導」の指導形態

